

2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
2-1-1 声屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い声屋文化をまちの魅力として広く発信します。	「定住意向」で、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合(%)	84.6	↗	90.0	総合計画策定に当たり、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、「定住意向」について、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合 出所：声屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)	取組の目指す「住んでみたいまち、住み続けたいまち声屋」について、市民の直接の意識を表す数値であるため。	平成26年度に総合計画後期基本計画策定にあたり実施した市民意識調査において、「定住意向」について、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合	声屋の文化を見つめなおすことにより、市民が積極的に文化活動に参加し、官・民間問わず文化に関するイベントや活動が現状より活発になることを目指す。	平成20年度に実施した調査による結果が88.7%であったが、減少傾向にある中、高水準であった88.7%以上の90%目標として掲げる。	
	「居住地として声屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合(%)	42.0	↗	46.0	総合計画策定に当たり、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、「居住地として声屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合 出所：声屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)	取組の目指す「住んでみたいまち、住み続けたいまち声屋」について、新たに転入してきた人を含め、声屋市を居住地として魅力があるものとする人の割合を示す数値であるため。	平成26年度に総合計画後期基本計画策定にあたり実施した市民意識調査において、「居住地として声屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合	声屋の文化を見つめなおすことにより、市民が積極的に文化活動に参加し、官・民間問わず文化に関するイベントや活動が現状より活発になることを目指す。	「居住地として声屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合が1割増加することを目指す。	42×110%≒46.0%
2-1-2 市民が主体となって活躍する知の*循環型社会の構築を目指します。	文化財の整理作業補助等に関わる「文化財ボランティア」の活動者数(人/年)	15	↗	27	文化財の整理作業の補助やトライやる事業の受け入れ生徒の指導協力、公民館での展示や企画などを行う「文化財ボランティア」の年間実活動者数。 出所：課内資料	文化活動は幅広く多岐に渡り、ボランティアとしての関わり方にも浅深もあり、全体数の把握や、指標としてとらえることは困難であることから、代表的なものとして「文化財ボランティア」を設定している。 「文化財ボランティア」は関わるという範囲を超えて、主体的に専門知識を学びながら文化財事業を推進する大きな戦力となっている。軽微な活動ボランティアではなく、それぞれが活動の中で学んだ知識を、指導者となって、さらに他の市民に広め、継承する活動を行っており、これは市が目指す、市民が主体となって活躍する知の循環型社会の構築への進捗を図る目安となることと考えられるため。	「文化財ボランティア」として、市に登録し、活動した実績数(年間実人員数)。	文化活動を行う多くの市民が、個々の知識を深めるとともに、指導者の立場で活躍し、生きがいや、やりがいにつながり、声屋市への愛着や誇りが育成される。さらに、その知識を伝え広げることにより、文化活動を行なう市民が増加することを目指す。	文化活動を行う市民の、一つの標本として、文化財ボランティアを取り上げている。ボランティア養成講座を実施し、指導者として活躍できる知識を有する文化財のボランティアを養成し、ボランティアによる講座やワークショップを実施することにより、登録人数の増加を図る。文化財ボランティアの養成講座を行なった結果、登録し、継続して活動を行う人は過去の実績により、年2名程度であり、継続的に平成27年度から毎年2名の増加を目指す。	15人+2人×6年=27人(平成27年度～32年度)
	社会教育活動を通じて学ばれた市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数(回/年)	3	↗	16	公民館講座や社会教育関係団体等の活動を通じて学ばれた市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数。 出所：事務報告書(掲載予定)	公民館講座及び市民版出前講座は、重点取組である「市民が主体となった発表会や研修会等の実施」の主な活動機会であり、その実施状況を表す数値であるため。	公民館講座で、以前受講された市民が、講師となって実施している講座など、学習の成果を活かした事業の年間実施回数。	公民館講座などを通じて学ばれた市民が、講師になっていただくなど、学びの成果を市民に還元し、さらに学ばれた市民が増加する、知の循環が行われるようにすることを目指す。	市民版出前講座は平成28年度から実施予定であり、平成32年度には1か月1回の実施を目指す。公民館でも市民が講師となった講座を年間4回実施することを目指す。	1回×12か月(市民版出前講座)+4回(公民館での講座)=16回
2-1-3 声屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。	中学生以下の美術博物館入館者数(人/年)	1,260	↗	3,000	中学生以下の美術博物館への延べ入館者数。 出所：課内資料	子どもへの声屋の文化の周知啓蒙の取組の中で、美術館見学は、直接文化に触れる機会であり、その機会を通じて、声屋の文化を知ることや身近に感じることのきっかけとなるものと考えられるため。	中学生以下の美術博物館への延べ入館者数。 平成26年度実績 1,260人(内訳) 小・中学生 941人 小学生未満 319人	子どもたちが声屋の歴史や文化を知り、身近に感じ、大切に守り伝えていこうという意識を持つようになることを目指す。	市内の小中学生(約4,500人)と中学生(約1,500人)のうち、2人に1人は年間1回、美術博物館に来館することを目指す。	(4500+1500)÷2=3000人

	芦屋の伝統や文化に係る講演会等の参加者数(人/年)	330	↗	380	市民が芦屋の伝統や文化を題材とした講座や取組に参加した人数。 出所:課内資料	芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承するためには、市民が芦屋の伝統や文化を学び知ることが大切であり、知ることから始まると考えられる。自ら芦屋の伝統や文化についての講座や取組に参加して学び、知識をもつ人が増えることは、芦屋の文化等を身近に感じる機会を持つ人が増えることであり、継承していくことができる可能性が高まることでもあるため。	市民が芦屋の伝統や文化を題材とした講座や取組に参加した人数。 平成26年度 330人 (街かどウォッチング春26人、秋30人、ヨドコウ迎賓館セミナー①93人、②65人、芦屋ホームムービー鑑賞会65人、戦前の芦屋を語るついで51人)	市民が公民館講座などを通じて芦屋の文化を知るとともに、身近に感じ、守り、次世代に継承していくことができることを目指す。	平成26年度に実施した伝統や文化に係る講演会などの参加者実績数の15%の増加を目指す。 生涯学習課と公民館で協力して参加者増加に向け、取り組んでいくことから、事業全体のバランスも考慮し、挑戦可能な数字として15.0%増を挙げている。	330人×1.15≒380人
2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。	市民が1か月に1冊以上読書する割合(%)	55.0 (H27)	↗	67.8	芦屋市教育振興基本計画策定に伴い実施した市民アンケートにおいて、「普段、平均してどれくらい本を読みますか」の設問に対して、1か月に1冊以上読書すると回答した割合。 出所:芦屋市教育振興に関するアンケート調査	市民の読書冊数の増加により、市民の教養を深める機会が増えていると考えられるため。	平成27年実施の市民アンケートで、「普段、平均してどれくらい本を読みますか」の設問に対して、数冊/週(6.5%)、1冊程度/週(14.2%)、1冊程度/2~3週間(14.4%)、1冊程度/1か月(19.9%)の割合(合計)55.0%	資料や行事の充実を図り、市民が教養を深め、課題解決ができる情報拠点としての公立図書館を目指す。	市民アンケートで、読書冊数が1か月に1冊以下という回答率42.7%から3割減し、月に1冊以上読書する市民が、67.8%になることを目指す。 ※情報通信技術等の発達により、人々の読書環境は大きく変化しており、年代を問わず本離れが進んでいる現状がふまえた場合、読書冊数が1か月に1冊以下という市民の割合の現状値の3割程度の減が適当と考える。	市民アンケートで、読書冊数が1か月に1冊未満と答えた市民の割合42.7%×0.30≒(12.8%) + 1か月に1冊以上読書する市民の割合(55%) = 67.8% ※1冊程度/2~3か月(13.1%)、1冊程度/半年(9.8%)、1冊程度/1年(5.4%)、それ以下(5.0%)、本を読むことがない(9.4%) = (合計)42.7%
	公立図書館における児童(7~15歳)の図書貸出冊数(冊/年)	73,150	↗	76,808	公立図書館における児童(7~15歳)の年間図書貸出冊数。 出所:図書館年報	小学生~中学生の図書貸出冊数は子どもの図書館利用状況の目安となるため。	公立図書館における7~15歳の図書館利用者の年間図書貸出冊数。	自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てるため、公立図書館と学校教育とが連携した教育活動を推進(芦屋市教育振興基本計画)することで、子どもたちが公立図書館を利用し、多くの本と出会い読書の楽しさを知り、資料や情報を活用するスキルも身につけている状況を目指す。	過去5年間の推移では、児童の利用冊数は減少傾向にあるが、図書館機能の充実を図り、現状値(平成26年度実績)の5%増加を目指す。 ※情報通信技術等の発達により、子ども達の興味・関心も多様化し、その読書環境は大きく変化している。これらの現状をふまえた場合、現状値(平成26年度実績)の5%程度の増が適当と考える。	73,150冊(平成26年度実績)×1.05 = 76,807.5冊≒76,808冊
	スポーツ啓発事業参加者数(人/年)	857	↗	1,115	スポーツ啓発事業への参加者年間合計数 スポーツ啓発事業とは、スポーツ推進のため、市民の方が、気軽に参加していた頂けるスポーツとして1年を通して随時実施している、次のような事業。 ・新体力テスト測定会&健康・体力づくり相談 ・公式ワナゲのつどい ・公式ワナゲ体験講習会 ・ファミリースポーツのつどい ・市マラソククリニック ・障がい者とのスポーツ交流広場 など、その他 合計12事業 出所:事務報告書	スポーツ活動では、競技スポーツ、クラブや協会に加入したり、スポーツクラブ21などの地域スポーツに加入し、経路的に行うことを前提としたものが多いが、啓発事業では、誰もが、その場限りで単発で参加することができるため、これらへの参加者は、市民が身近にスポーツを捉え、スポーツ参加への裾野が広がった成果として、またスポーツの啓発の成果としても捉えられ、市民のスポーツへの関心及び普及の目安として有効と考えるため。	スポーツ啓発事業への参加者年間合計数。 平成26年度実績:857人 事業内訳 ・マラソククリニック40人・公式ワナゲ体験講習会30人・ノルディックウォーキングのつどい35人・秋のファミリースポーツのつどい65人・新体力テスト測定会&健康・体力づくり相談28人 ・公式ワナゲのつどい46人・老人クラブ連合会主催新体力テスト測定会40人・ヴィッセル神戸少年少女サッカー教室64人・公式ワナゲ市民大会106人・公式ワナゲ体験講習会・記録会11人・春のファミリースポーツのつどい28人・障がい者とのスポーツ交流広場364人	市民がスポーツに関心を持ち、スポーツを身近に捉え、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる」と感じる意識の向上を図り、「芦屋市スポーツ推進実施計画」の基本理念である「するスポーツ・みるスポーツ・ささげるスポーツ」を推進し、ファミリー、高齢者、障がいのある方、個人、様々なライフステージに応じて、スポーツをすることができる生涯スポーツ社会を目指す。	継続して啓発事業を実施することにより、5年後には、スポーツ啓発事業参加者の現在値857人(平成26年度実績)の3割増=1,115人となることを目指す。これまでスポーツ事業に不参加であった現在値の3割もの市民が参加者に転換すれば、スポーツ推進が図れたと考えることができ、またそのことは併せて、スポーツ参加者の底上げとなり、大きな機運、牽引力となり得るため。	857人×130% = 1,114.1≒1,115

	市民アンケートによるスポーツの週1日程度の定期的実施率(%)	62.0 (H24)	↗	69.0	スポーツ推進実施計画(前期)の策定のための基礎資料として実施した芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査で、「過去1年間に運動・スポーツをどの程度実施したか」の問いに「週に1日程度」と回答した割合。 出所:芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査	週1日程度、定期的にスポーツする市民の値は、スポーツが市民生活の中に着実に根付いている数値と捉えられ、スポーツ推進を図る上で、有効な基礎の値となるため。	平成26年3月にスポーツ推進実施計画(前期)の策定するため、その基礎資料とするために実施した平成24年度の市民意識調査で、「過去1年間に運動・スポーツをどの程度実施したか」の問いに「週に1日程度」と回答した割合。	「市民のだけれども、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」を目指す。	目標値:69.0%を目指す(平成32年度) (スポーツ推進実施計画に計上する目標値との整合による=72.0%(平成35年度))	
	市民アンケートでのスポーツの国際大会をわが国で開催することに関する問いに「好ましい」と答えた割合(%)	3.0	70.0	スポーツ推進実施計画(前期)の策定のための基礎資料として実施した芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査で、国際大会をわが国で開催することに関する問いに「好ましい」と答えた人の割合(%) 出所:芦屋市スポー	オリンピック、パラリンピック等の国際競技大会における競技者のひたむきな挑戦は、勝ち負けに関係なく夢と感動を与え、スポーツに対する興味や関心を高めるものとして、市民のスポーツへの関心度の目安となるものと考え、指標とした。	平成24年度に、スポーツ推進実施計画(前期)を策定のための基礎資料とするために実施した市民意識調査で、「国際大会をわが国で開催することに関する問いに「好ましい」と答えた人の割合(%)	市民の方々の交流とスポーツ文化の継承を行ない、スポーツ人口を増加させ、スポーツ推進を図る。	国際大会での国籍を問わず競技者のひたむきな挑戦は、勝ち負けに関係なく多くの方々に夢と感動を与える。国際大会のわが国での開催に好感をもたれる方が増加すれば、スポーツに対する興味や関心になり、「する・見る・支えるスポーツ」としても参加される方が増え、スポーツ推進に繋がっていく。よって指標のめざす値として、調査数の7割以上の方の「国際大会をわが国で開催することに関して「好ましい」との回答を目指す。	オリンピック・パラリンピック等を契機にした啓発活動により、自国開催の2020年には市民の関心が加速度的に高まる。しかし終了後は機運はやや下降し、一定の水準に収まると考える。自国開催への好感度も同様に考えられる。 49.3%⇒80.0%(←2020年)×0.9(オリンピック・パラリンピック後に1割超程度減少することを見込こまれる)=72.0%⇒70.0%	スポーツ推進課

2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値			関連情報					
		H26	指標の方向性	H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。	潮芦屋交流センター(貸室のみ)の利用率(%/年)	32.0	↗	38.0	芦屋市立潮芦屋交流センターの潮芦屋集会所(1階)と国際交流センター(2階)の利用率。 出所: 芦屋市立潮芦屋交流センターに関する事業報告書	施設を広く活用していただけるよう周知することで、潮芦屋交流センターの認知度が高まり、利用者の増加に結び付くものと考えられ、その結果を表す数値であるため。	(潮芦屋集会所(1階)利用区分数+国際交流センター利用区分数)÷(芦屋集会所(1階)総区分数+国際交流センター総区分数) 平成26年度 (1,406+2,094)÷(3,652+7,294)=32%	指定管理者と協働して、より市民サービスが向上し、利用の増加に取り組むことで、国際交流、地域コミュニティが進んでいる状態を目指す。利用率については、市内の地区集会所の利用率(46.8%)並みに利用される状況を目指す。	潮芦屋交流センターは、平成23年度から指定管理制度により館の運営を行っている。これまでの利用率は、平成23年度16%、平成24年度22%、平成25年度31%、平成26年度32%である。平成27年度7月までにおいても平成26年度と同程度を推移しているため、今後も利用率については微増と予想するもの、指定管理者と協働し、毎年約1%ずつ利用率の増加を目指す。	平成26年度32% +(1%/年)×6年 =38%
	潮芦屋交流センター事業への参加者数(人/年)	4,890	↗	5,490	潮芦屋交流センターで実施する講演会やコンサートなどの自主事業への参加者数。 出所: 芦屋市立潮芦屋交流センターに関する事業報告書	当該施設での事業参加者数が増加することは、地域のコミュニティー、国際交流に関わる市民の増加を示すものであり、その活性化につながるものと考えられるため。	潮芦屋交流センターで実施する講演会やコンサートなどの自主事業への年間延べ参加者数(指定管理者の自主事業も含む)	これまで、指定管理者の自主事業として実施してきたが、今後、指定管理者と協働して、より市民サービスが向上し、多くの方に参加により、国際交流、地域コミュニティが進んでいる。	平成23年度3,465人 平成24年度4,366人 平成25年度4,265人 平成26年度4,890人と推移しているが、自主事業の内容により影響するが、毎年約100人の増加を目指す。	(4,890+100人/年×6年)=5,490人
	NPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の参加者数(人/年)	—	↗	30	広く市民に向けてNPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の年間延べ受講者人数。	指定管理者が国際理解を深めるための自主事業を開催しているが、市としては開催できていなかった。広く市民に向けて、NPOなどの団体と協働して講座を開催することは、国際理解を深める機会の実践の具体的な取組であり、それに参加した参加者数は、その結果を表す数値であるため。	NPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の年間延べ受講者人数。 平成26年度は、開催していなかった。	指定管理者がセミナーなどの自主事業を開催していたが、今後、市、芦屋市国際交流協会、社会教育関連団体との連携、協力によるセミナーや講演会などを実施し、国際理解を深める機会の充実に取り組み、多文化共生社会の実現を目指す。	公民館講座の実績などを参考にして、まずは、30人規模で継続実施できることを目指す。	
	外国語によるスピーチコンテスト参加数(人/年)	—	↗	100	市立小中学校の児童生徒と、多くの外国籍生徒が在籍する芦屋国際中等教育学校の生徒を対象に開催する英語を中心としたスピーチコンテストに参加した児童生徒及び保護者、教職員、市民の総数。 出所: 事務報告書(予定)	スピーチコンテストの参加者が増えることで、互いが学び合い、高め合う機会が充実したものになり、交流や相互理解が深まることにつながると考えるから。	スピーチコンテストに参加した小中学校及び芦屋国際中等教育学校の児童生徒・保護者・教職員、市民の総数。	多くの市民が、外国の言語や文化に対する興味関心を深め、それらを理解し尊重する態度など、共に生きる心を育み、多文化共生社会を生きる資質や能力を身につける。	平成27年度から実施する事業であり、初年度は、市内3中学校と芦屋国際中等教育学校の生徒・保護者・教職員、市民のみを対象として実施するが、その後は、小学生まで対象を広げ、関係NPOとの連携を深める中で、参加者が100名を超え、より交流が深まるコンテストとなることを目指す。	100名/年

2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。	全世帯配布発行物の英語版を発行した割合(%/年)	37.5	↗	100	全戸配布・新聞折り込みなど全市民を対象に配布した印刷物のうち外国語版を発行した割合。 出所: 広報国際交流課資料	全戸配布する広報物は、すべての人に知ってもらいたい情報であり、それについて、多言語表記による情報提供を行った具体的数値であるため。	外国語版を発行した件数÷全戸配布・新聞折り込みで配布した発刊物年間件数 平成26年度 3件÷8件=37.5%	市が発行する印刷物で外国人を含む全市民を対象とするものについては外国語版が作成できている状況	全戸配布している発行物について、すべての発行物について英語版が作成できている状況を目指す。	
	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合(%)	—	↗	100	学校生活において、生活言語、学習言語の理解が不十分な外国人児童生徒等に対して、個別の支援計画が作成され、その計画に基づいた支援が行われている児童生徒の割合。 出所: 教育委員会の調査資料	日本の生活言語、学習言語の理解が不十分な外国人児童生徒等の、個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合は、学校全体の外国人児童生徒等への指導・支援体制の充実度を表す値となるため。	(個別の支援計画に基づいた支援を受けている児童生徒数)÷(日本語指導が必要な児童生徒の総数) 児童生徒が受ける支援とは、サポーターの配置による支援、または学校が放課後等の時間を使って行う補充学習(週1時間以上)等の支援をいう。 なお、平成26年度においては、個別支援計画の策定はないが、必要な児童に対し61%程度は支援を行っている。	全ての日本語指導が必要な児童生徒等に対し、個別の支援計画が作成され、それに基づいた適切な支援が行われることにより、対象児童生徒の学校生活や学習が充実したものになる。	現在、日本語指導が必要な外国人児童生徒等へのサポーターの配置等による支援は、対象児童生徒の在留期間と日本語理解の程度に基づいて行われている。今後は、日本語指導が必要な児童生徒の人数の増加、多様化がさらに見込まれることから、より個に応じた指導の充実を図るために、対象者全員に個別の支援計画を作成し、その支援計画に基づいた指導・支援を行い、必要な児童生徒には支援を行うとともに、質の向上を目指す。	100%(対象者全員)

4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
4-1-1 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。	幼稚園・保育所・*認定こども園の合同研修会等参加人数(人/年)	354	↗	420	市が実施する公私立幼稚園・公私立保育所(園)・*認定こども園の合同研修会等の参加者延べ人数。 出所:事務報告書	合同研修会は、就学前施設間の連携を深めるための取組の重要なものであり、それが充実することは連携が強化されている状況を表せるものであるため。	幼稚園・保育所・*認定こども園の合同研修会等年間参加のべ人数。	全ての就学前施設が連携し、保育者の資質向上を進める。	現状は、就学前施設によって研修会の参加人数に差があるため、今後全員が年間2回程度の参加を目指す。	76人(幼稚園教諭)+134人(保育士)×2(回)
	各就学前施設と小学校との交流回数(回/年)	16	↗	40	公私立幼稚園・公私立保育所(園)・*認定こども園と小学校の交流回数。 出所:課内資料	就学前施設と小学校との交流の促進の直接の結果を表す数値であるため。	小学校ごとに実施する、就学前施設(公私立幼稚園・公私立保育所(園)・*認定こども園)と小学校との年間の交流の回数。	全ての就学前施設が、小学校と連携し、交流活動が定期的に実施できる体制が整備され、幼児期と児童期の教育の円滑な接続ができています。	現状は、小学校との交流回数に公立幼稚園と公立保育所(園)との交流回数に差があるため、保幼小連絡会を年間2回、交流会を学期に1回、全小学校で実施することを目指す。	(連絡会2回+交流会3回)×8校
4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。	中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合(%)	80.0	→	80.0	文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「数学の授業の内容がよくわかる」という設問に対し、「当てはまる」または「どちらかという」とあてはまる」と回答した中学生の割合。 出所:全国学力・学習状況調査	学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力向上のための具体的な方法として、中学校数学ではチューターを配置し、個に応じた対応の充実を図っていることから、「数学の授業がよくわかる」かどうかの生徒の実感、学力向上の取組の効果、成果を表す数値であると考えられるため。	文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「数学の授業の内容がよくわかる」という設問に対し、「当てはまる」または「どちらかという」とあてはまる」と回答した生徒の割合 平成26年度「よくわかる」と回答した生徒43.6%+「どちらかという」と回答した生徒36.4%=80.0%	全ての児童生徒が、授業に意欲的に取り組み、自らの学力を向上させる。	本市においては数学では「授業内容がよくわかる」と回答した生徒の割合は、平成19年度のチューターが未配置だった学年が調査を受けた時は、68.4%だったが、配置後は常に71.0%~76.0%で推移し、全国平均65.0%~70.0%を上回っている。特に現状値の80.0%は、これまでの中で最も高い値であることから、今後はこの水準を維持していく。	
	小学校の外国語で、「これからも英語を使ってみよう」と答えた児童の割合(%)	92.1	→	92.1	市教育委員会が実施する小学校外国語活動アンケート調査において、「これからも英語を使ってみよう」という設問に対し、「たいへんあてはまる」または「どちらかという」とあてはまる」と回答した小学校5、6年生の割合。 出所:事務事業評価報告書	児童が「これからも英語を使ってみよう」と感じる割合は、上学年や中学校での外国語学習に向けて、児童の学習意欲や活用能力が向上していることを表す値となるため。	市教育委員会が実施する小学校外国語活動アンケート調査において、「これからも英語を使ってみよう」という設問に対し、「たいへんあてはまる」または「どちらかという」とあてはまる」と回答した小学校5、6年生の割合。 平成26年度「たいへんあてはまる」と回答した児童65.1%+「どちらかという」とあてはまる」と回答した児童27.0%=92.1%	全ての児童生徒が外国語(英語)の学習に意欲的に取り組み、グローバル化に対応した力を身に付ける。	小学校外国語活動アンケート調査において、「これからも英語を使ってみよう」という設問に対し、「たいへんあてはまる」または「どちらかという」とあてはまる」と回答した児童の割合は、この5年間で、88%から93%の間を推移している。今後、外国語活動が教科となると、これまでの外国語に慣れ親しむことを目的とした授業内容に、高度な内容が盛り込まれることになり、中学校外国語との円滑な接続を行うことを踏まえて「これからも英語を使ってみよう」と感じる児童の割合は、現状と同水準を維持していくことを目指す。	

	児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数(冊/年)	小学校 59.7 中学校 14.6	↗	小学校 65 中学校 17	小学校、中学校の学校図書館における児童生徒一人あたりの年間の図書の貸出冊数。 出所:事務事業報告書	子どもの読書意欲を高める取組を推進することにより、子どもたちが読書の楽しさなどを感じ、学校図書館で本を借りるといふ行動にもつながると考えられるため。	(児童生徒の年間の学校図書館における総貸出冊数)÷(全児童生徒数(5月1日現在)) 平成26年度 小学校 (児童の年間の学校図書館における総貸出冊数282,267冊)÷(全児童数4,731人)=59.7冊 中学校 (生徒の年間の学校図書館における総貸出冊数23,330冊)÷(全生徒数1,597人)=14.6冊	読書に継続的に取り組み、自ら本を手に取り、楽しんだり、活用したりするなど、本の好きな子ども(ブックワーム 芦屋っ子)を育てることで、幼児児童生徒が確かな学力と豊かな心を身に付ける。	学校図書館の図書の貸出冊数は、平成21年度から平成26年度までの5年間で、1校ひとりあたりで、小学校は45冊が59.7冊に、中学校が5冊が14.6冊に増加している。今後5年間で、教育振興基本計画の中で読書の質の向上とあわせて、小学校では10.0%増の年間65冊、中学生は15.0%増の17冊を目標とする。	小学校 65冊(59.7×1.1) 中学校 17冊(14.6×1.15)
	特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数(人/年)	424	↗	486	市教育委員会が実施する教職員を対象とした特別支援教育に係る研修会、研究会の年間延べ参加者数。 出所:事務報告書	特別な支援が必要な児童生徒の個別のニーズに応じた教育環境を整備するにあたっては、教職員の特別支援教育に係る専門性と指導力の向上が求められ、研修はそのための取組であり、その参加者数は、実施結果を表す数値であるため。	市教育委員会が実施する教職員を対象とした特別支援教育に係る研修会、研究会の年間延べ参加者数。	教職員が特別支援教育に係る高い専門性を身に付け、子どもたちに適切な指導を行うことができるようにする。	現在の幼稚園の特別支援教育研究会の幼稚園教職員の参加率を100%にするとともに、小中学校、保育所等の就学前施設からの参加者(28名)を増やすことで、現状よりも62名の参加者増を目指す。	424人(26年度)+62人
4-1-3	子どもたちが命や人権を大切に「豊かな心」と、「健やかな体」をバランスよく身に付けられるよう取り組みます。	3.3	↘	1.9	文部科学省が実施する児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査において、中学校で不登校により年間30日以上欠席した生徒の割合。 出所:児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査	いじめ防止等、生徒指導対策を推進し、生徒が安心して学校生活を送れるようにすることが、不登校生徒の減少につながると考えるため。	文部科学省が実施する児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査において、中学校で不登校による年間30日以上欠席した生徒の割合。 平成26年度(中学校) 不登校生徒数53人÷在籍生徒数1,597人=3.3%	不登校の中学生の人数を限りなくゼロに近づけ、全ての中学生が充実した学校生活を送れるようにする。	本市の中学校の不登校生徒の割合は、増加傾向にあり、平成26年度は全国平均値2.76%を上回り、その対策が急務となっている。中学校の不登校生徒の割合は、ここ数年間では1.97%が最小値であることから、当面は、1.9%以下となることを目指す。	
	*スクールソーシャルワーカーの学校でのケース会議等における指導助言、関係機関との連携回数(回/年)	13	↗	33	*スクールソーシャルワーカーの学校でのケース会議等における指導助言、関係機関との連携等の学校支援を行った実績記録。 出所:教育委員会がまとめる実績記録。	*学校だけで解決が困難な指導事案に対し、スクールソーシャルワーカーを有効に活用し関係機関との連携を強化を図ることが、学校の生徒指導の充実につながるため。	*スクールソーシャルワーカーの学校支援の年間実績	学校がいじめ、不登校等、児童生徒に係る様々な生徒指導事案に適切に対応する体制を整備し、児童生徒が豊かに学校生活を送れるようにする。	全ての学校がスクールソーシャルワーカーを、学期に1回以上、活用することで、さらにきめ細かな指導体制が構築された状態をめざす。	3回(*スクールソーシャルワーカー)×11校
	全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合(%)	10.0	↗	20.0	文部科学省が実施する小学校5年生から中学校3年生までの各学年の男女別に実施する全国体力・運動能力調査全80種目において、全国平均以上となった種目の割合。 出所:全国体力・運動能力調査	調査は全国的な調査であり、芦屋の子どもの運動能力等の状況が客観的に見える数値であるため。	(全国平均以上となった種目数)÷(小学校5年生から中学校3年生までの各学年の男女別に実施する全国体力・運動能力調査全種目数) 平成26年度 8種目÷80種目=10.0%	児童生徒の体力・運動能力を全種目で全国平均以上に引き上げることで、児童生徒が健康でたくましく生きる力を身に付けるようにする。	全国体力・運動能力調査の結果については、これまでの5年間の中で、全国平均以上となっている種目数の割合が、10%から16%の間を推移していることから、現在の2倍の20%を目指す。	10%(平成26年度)×2
4-1-4	教職員の専門性及び指導力の向上に取り組めます。	166	↗	275	新規採用教職員から採用5年次までの教職員に対する研修会への延べ受講者数。 出所:課内資料	研修機会充実は、研修の内容と同時に対象者の増加を目指すものであり、研修参加者数は、その結果を表す数値であるため。また、特に経験の浅い教職員育成が課題であることから、5年次までの研修参加者を指標とする。	新規採用教職員から採用5年次までの教職員に対する研修会(必須受講分のみ)への延べ受講者数。	教職経験の少ない教員が、確かな指導力を身に付け、自らの経験に応じたステップアップが図れるよう3回研修会を企画・充実させる。	現状は、初任者研修、2年次～5年次経験者研修はともに、必須研修を各学期1回、年間ですべて3回実施している。今後、5年間で、学習指導要領の改訂が予定され、取り組むべき教育課題も益々増加していくことから、それぞれの必須研修を1、2学期に各1回増やし、両研修ともに年間5回実施とすることで、若手教員の更なる指導力向上を目指す。	研修対象者(55名)×対象研修回数(5回)

<p>4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。</p>	<p>「公共施設の保全計画」に対する学校園施設整備の実施率（％）</p>	<p>100</p>	<p>↗</p>	<p>100</p>	<p>「公共施設の保全計画」において各年度に改修等が計画されている学校園施設に対する整備の実施率。</p>	<p>学校園舎の整備は、市の策定している保全計画に基づき実施しており、それを着実に実行していることを表す数値であるため。</p>	<p>整備完了施設：当該年度に保全計画で改修等の対象となった施設 「当該年度に保全計画で改修等の対象となった」は次の通りとする。 ①単年度で完了した事業は、カウントする。 ②計画時点から複数年にまたがる事業は、最終年度でカウントする。 ③繰越した事業は、当初計画年度及び完了年度ともにカウントする。</p>	<p>子どもが、快適で充実した環境の中で学校園生活を送れるよう、教育環境の整備を計画的に進める。</p>	<p>保全計画どおりの着実な整備（100％）</p>
	<p>*ICT化によって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる教員の割合（％）</p>	<p>—</p>	<p>↗</p>	<p>67</p>	<p>教職員対象に実施する職場の*ICT化に係るアンケート調査において、教職員が「子どもと向き合う時間が増えた」と回答した割合。 出所：*ICTIに係るアンケート調査</p>	<p>*ICTIにより「子どもと向き合う時間が増えた」と感じる教職員の割合の数値により、教職員の業務改善の一定の成果を計ることができると考えられるため。</p>	<p>教職員対象に今後、毎年、実施する職場の*ICT化に係るアンケート調査において、教職員が「子どもと向き合う時間が増えた」と回答した割合。</p>	<p>校務の*ICT化によって、教職員の業務改善が進み、子どもと向き合う指導の時間が十分に確保されるなど、教職員が本来業務に専念できる環境整備を進める。</p>	<p>校務効率の向上策として特に重点的に取り組んでいる*ICT化の成果として、教職員の3分の2以上が、事務が軽減したことを実感できるようにする。</p>

4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)	小学校 86.0 中学校 71.7	↗	小学校 90.0 中学校 80.0	文部科学省が毎年、実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「将来の夢や目標を持っていますか」と言う設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合。 出所：全国学力・学習状況調査	児童生徒が将来への夢と目標を持っている割合は、児童生徒に将来の職業や生き方等についての自覚を促す指導の成果を表す値となるため。	文部科学省が毎年、実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合。 平成26年度 小学校は「あてはまる」の回答70.7%+「どちらかといえばあてはまる」の回答15.3%=86.0% 中学校は「あてはまる」の回答50.9%+「どちらかといえばあてはまる」20.8%=71.7%	全ての児童生徒が自分の将来への夢や目標を持って、学校生活を送れるようにする。最終目標は100%を目指す。	「将来の夢や目標を持っていますか」と言う設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した小学生はここ数年、85%~89%、中学生は70%~74%の間を推移していることから、小学校は90.0%、中学校は80.0%を目指す。	小学校 90.0% (最高値を上回る) 中学校 80.0% (最高値を上回る)
	*あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数(件/年)	-		920	*あしやキッズスクエアで開催するプログラムの実施回数。 出所：青少年育成課資料	プログラムの実施回数が、児童の体験・交流活動の量を表わすと考えられるため。	*あしやキッズスクエアでのプログラム年間実施回数(*あしやキッズスクエアは平成27年度からの実施のため、平成26年度は実績なし)	市内小学校全校において、*あしやキッズスクエアを開設し、各種体験・交流プログラムが展開されている。	市内全小学校(8校)*あしやキッズスクエアが開設され、週2~3回程度(約115日)プログラムが開催している状況を目指す。	115日×8校=920件
4-2-2 困難を有する子ども・若者を支援します。	*若者相談センター「アサガオ」の支援対象者数(人/年)	26	↗	100	*若者相談センター「アサガオ」支援対象年間実人数 出所：青少年育成課資料	社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者への支援の量を表わすと考えられるため。	*若者相談センター「アサガオ」支援対象年間実人数	子ども・若者の自立を目指すとともに、課題や悩みを抱えたとき専門機関に、いつでも相談できる環境を整っていることを目指すものであるが、それ以前に、支援を必要とされる困難を有する対象者とその家族が、相当数と言われながらも、事象が性質として表面化しにくく、中々支援につながらない現状がある。そのため、当面は、難しいといわれる、ひきこもりやニートの発見と、広報や啓発事業などにより、対象者の掘り起こしを行い、その要支援者を支援につなげられる環境の整備を図っていく。	相談機関をもっと身近に感じていただけるよう周知及び啓発を進め、平成25年~平成26年の推移傾向から100人に対して支援ができる体制づくりを目指す。	開設回数の増加で2倍、周知啓発で2倍の合計4倍。 26人(現在値)×2倍(相談回数3回 → 6回に増加)×2倍(啓発効果)=104人=100人
4-2-3 子ども・若者の健やかな育成に努めます。	青少年の自主的活動(青少年リーダー及び青少年ボランティア)者数(人/年)	17	↗	1870	青少年育成課が実施する育成事業、市子ども会連合会事業、*あしやキッズスクエア事業における青少年リーダー及びボランティアの年間延べ活動者数。 出所：青少年育成課資料	リーダー活動やボランティア活動に関わる青少年の活動量を表わす数値であるため。	これまでは、市と市子ども会連合会との共催の育成事業として実施するキャンプ事業に、青少年(平成26年度夏9人、冬8人)をジュニアリーダーとして参加を促し、育成を図ってきた。 今年度からは、*あしやキッズスクエア事業においても、高校生や大学生に活動の機会を提供し、青少年ボランティアとして育成を図っていく。	子ども・若者が、健やかに育つ社会を目指すため、自主的な活動としてのリーダー活動やボランティア活動として青少年の社会参加を促し、様々な地域交流、地域体験の機会の提供を充実させる。	育成事業等の機会提供の実施とその啓発と図り、各育成事業ごとに5人、*あしやキッズスクエア事業では、1人/実施日/8校を目指す。	現在主要育成事業2回/年のところ、6回/年×5人、及び*あしやキッズスクエア年間開催日数(230日)×8校

4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値			関連情報					
		H26	指標の方向性	H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
4-3-1 学校園・家庭・地域が連携し相互協力のもと、子どもたちの学びを支えます。	学校支援ボランティアグループの活動実施日数(日/年)	407	↗	506	学校支援ボランティアグループの活動延べ日数 出所: 課内資料	保護者や地域住民等の連携による学校支援ボランティアの活動の実施状況を表す数値であるため。	緑化・清掃・図書に関する環境整備や学習支援、読み聞かせなどを行なう学校支援ボランティアグループの活動延べ日数 平成26年度 精道小学校308日、精道中学校72日、山手中学校27日	市内のすべての小中学校において、学校支援のボランティア活動の仕組みができ、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの学びを支えることができることを目指す。	学校支援ボランティアの活動が県の事業により精道小学校をモデル校として、平成22年度に始まって以来、平成27年度現在で当初より中学校2校が増え、実施校数は3校である。その状況から増加は容易でないため、5年後は現在より2校増の5校で実施。あわせて実施日数も増加するよう充実に目指すが、活動日数については、後発の2校の活動日数の平均を標準値として、算出している。 5年後にめざす値＝平成26年度実績＋(後発2校平均実績×2校)	99日(平成26年度精中実績＋山中実績)÷2校＋×2校+407日＝506日
	教育ボランティアの活動人数(人/年)	554	↗	570	外部人材を教育ボランティアとして活用し、特色ある教育活動を行う事業において、学校園が活用した年間の教育ボランティアの延べ人数。 出所: 事務報告書	学校園の特色ある教育活動に対する学校外からの支援状況を表す数値であるため。	学校園が、特色ある教育活動を行うにあたり、外部人材として活用した教育ボランティアの延べ人数。	学校園がそれぞれの教育ニーズに応じた外部人材を適切に活用する環境が整備することにより、学校園の教育活動のさらなる充実にめざす。	教育ボランティアの人数は、この3年間で、平成24年度455人、平成25年度498人、平成26年度554人と増加傾向にある。学校の授業数に限りがあることや、教職員でないと思えない指導もあることから、教育ボランティアを大幅に増加させることはできないが、5年後には、1学校園あたり平均30人程度の教育ボランティアが活用できる環境を整える。	30人×19学校園
	子育て異世代交流会等への参加人数(人/年)	95	↗	190	幼稚園等で開催する子育て異世代交流会への年間延べ参加人数 出所: 課内資料	重点取組である「保護者の世代間交流、情報交換の機会」の具体的な取組であり、その参加者数は、取組の進捗を表す数値であるため。	幼稚園で開催する子育て異世代交流会等への年間延べ参加人数 平成26年度 幼稚園2か所において、各1回実施した参加者数合計	家庭における子どもとの向き合い方や子どもに関する悩み等を話し、相談できる異年齢交流の場を増やすことにより、家庭教育の充実に図り、子どもたちが健やかに育つ家庭環境の実現を目指す。	現在は年2回実施であるが、5年後には、参加者数は維持しつつ四半期に1回実施を目指す。	95人(平成26年度実績)÷2回(平成26年度実施回数)×4回＝190人

<p>4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。</p>	<p>*あしやキッズスクエア、校庭開放、*子ども教室の開催日数(日/年)</p>	<p>1,060</p>	<p>↗</p>	<p>1,920</p>	<p>*あしやキッズスクエア、校庭開放及び*子ども教室の開催日数。 出所:出所:課内資料</p>	<p>地域と連携した、子どもたちの安全安心な居場所確保を目的とした事業であり、その開催日数は、その充実を表す数値であるため。</p>	<p>*あしやキッズスクエア、校庭開放及び*子ども教室の年間開催日数合計。(あしやキッズスクエアは平成27年度からの実施のため、平成26年度は実績なし) 平成26年度 校庭開放 1,005日 子ども教室 55日</p>	<p>市内のすべての小中学校において、地域と連携した、子どもたちの安全安心な居場所の確保と充実を目指す。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画(次世代育成支援対策推進行動計画)に基づき5年間で市内の公立小学校8校すべてにおいて*あしやキッズスクエアの実施を目指す。</p>	<p>キッズスクエア年間実施予定日数230日×8校+校庭開放・子ども教室実施日数80日=1,920日</p>
<p>4-3-3 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。</p>	<p>通学路合同点検において確認された危険箇所改善割合(%/年)</p>	<p>100</p>	<p>→</p>	<p>100</p>	<p>*芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき実施した合同点検において要望のあった危険箇所の改善割合。 出所:通学路合同点検報告会資料</p>	<p>地域とともに実施した合同点検において確認した危険箇所及びそれに対する改善の結果がわかる数値であるため。</p>	<p>改善計画に基づき年毎に改善割合を算出する。(%/年) 平成26年度 30か所(平成26実施箇所)÷30か所(改善計画によるH26の課題解決必要箇所)×100=100%</p>	<p>要望箇所の改善を進め、改善割合を常に100%維持し続け、地域と連携した子どもたちの安全確保を図る。</p>	<p>中学校区毎に要望箇所を3年サイクルで改善する計画(改善計画)を作成し、年度ごとに100%実施を目指す。 (物理的に困難な箇所及び関係機関が実施主体となるものは除く) ※物理的に実施が困難な課題については、ハード整備ではなくソフト対策として地域と共に代替策を協議しながら実施する。</p>	

10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
10-1-1 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。	*オープンガーデン参加者数(人/年)	81	↗	125	毎年、市内で実施する*オープンガーデンに参加する市民及び団体の数。 出所:公園緑地課内部資料	「*オープンガーデン」は市内を花と緑でいっぱいの美しく潤いのあるまちにする代表的な取組であり、市民参加型であるこの事業の参加者数の増加は、取組の活性化につながるものであると考えられるため。	毎年、市内で実施する*オープンガーデンに参加する市民及び団体の数。	各路線の沿道住民や公共施設における花緑活動の参加者を増やす取組を行うことで、市民の意識付け及び意識向上を促し、市内全体を花と緑でいっぱいの美しく潤いのあるまちにする。	今後5年後には、市内の公共施設はすべて参加することを目標とする。公共施設が参加することにより、公共施設を利用する今まで興味を持たなかった市民の意識付け及び意識向上を目指す。	現在の参加者81 公共施設未参加数44 81+44=125人
	*花壇活動参加団体数(団体/年)	75	↗	99	芦屋市住民緑化団体育成事業に係る助成交付要綱により、助成金を交付した*花壇活動参加団体数。 出所:公園緑地課内部資料	「*花壇活動助成金」は市内を花と緑でいっぱいの美しく潤いのあるまちにするため市民活動を活性化するためのものであり、この事業の参加者数の増加は、取組の活性化を表すものであると考えられるため。	芦屋市住民緑化団体育成事業に係る助成交付要綱により、助成金を交付した花壇活動参加団体数。	市内各町や各路線において住民緑化団体との協働の取組を行い、花や緑に触れる機会を増やすことで、更に個人・団体の緑化活動の展開につなげ、市内全体的に花と緑でいっぱいの美しく潤いのあるまちにする。	現在の参加団体数である75団体に加えて、1町1団体以上を目標とし、空白地域(町)を無くす。	現在の参加団体数である75 平成26年時点空白地域(町)数:市内58町中24町 75+24=99団体
	*緑被率(%)	22(H17)	↗	28	市街化区域面積のうち、公園などが整備(確保)されている面積の割合。 出所:芦屋市緑の基本計画	*緑の保全地区の規制や*保護樹等の指定により取り組んだ成果として、市内の「緑」の量を客観的に把握できる数値であるため。	市内の公園、樹木・樹林、草地・芝生地、河川・池沼・農地の面積÷市街化区域面積 209ha(平成17年度調査結果(平成17年度以降、調査未実施))÷969ha=22%	計画的に施設等の整備を進め、緑豊かなまちづくりに寄与している。	芦屋市緑の基本計画に明記された「緑の目標量」269haに増加させる。	269ha÷969ha=28%
10-1-2 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。	自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合(%)	60.0	↗	70.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、自然や生き物と親しむ機会を作っている問いに「こころがけて作っている」及び「時々作っている」と回答した合計の割合。 出所:芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)	自然環境保全の取組の中で、生きもの観察会や講座など、自然に親しむ事業を実施しており、その参加を通じて、また、その後の機会の中で、自然環境保全の理解が一定進むものと考えられるため。	総合計画後期基本計画策定に当たり平成26年度に実施した市民意識調査において、自然や生き物と親しむ機会を作っている問いに「こころがけて作っている」及び「時々作っている」と回答した合計の割合。	市民、事業者、行政が協力し合い自然環境の保全に努めている状態を理想とし、環境計画に基づき、それぞれの主体の役割について啓発していく。具体的には行政として、自然観察会等の実施を通じて自然に親しむ機会を増やしていく。	自然に親しむ機会が少ない現代の生活スタイルにおいて顕著な増加を見込むことは難しく、10.0%増の70.0%を目標とする。	60.0%(26年度数値)+10.0%

10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値		めざす値		関連情報				
		H26	指標の方向性	H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
10-2-1 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めます。	地域におけるまちなみ等の景観の美しさに関して「かなり良い」または「やや良い」と答えた市民の割合(%)	84.7	↗	90.0	総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「お住まいの地域のまちなみ等景観の美しさについて」の設問に対し、「かなり良い」または「やや良い」と回答した割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)	「景観」に対する、市民の感想を表す数値であるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「お住まいの地域のまちなみ等景観の美しさについて」の設問に対し、「かなり良い」または「やや良い」と回答した割合。	建築物の形態・色彩・意匠の制限、屋外広告物の規制、景観重要建造物や*景観重要樹木の指定など、景観に係る施策を総合的に展開し、本市の景観を「まもり・つくり・そだてる」ため、市民・事業者と一体的に取り組むを進めていることを目指す。	過去の同様の調査における結果からの増加傾向及び今後さらに屋外広告物規制をはじめ、さらに取組を充実させることを踏まえて90.0%とした。	
	芦屋市屋外広告物条例(H28.4施行予定)の適用において既存不適格となる屋外広告物の割合(%)	37.6 (見込数)	↘	17.5	兵庫県屋外広告物条例に基づく許可済み物件(平成27年4月時点)のうち、市独自条例(平成28年4月施行予定)により、既存不適格となる可能性が高い屋外広告物の件数の割合。 出所: 課内管理台帳	市条例の趣旨を市民に理解してもらうことで、条例不適格の広告物の改める動きにつながるものと考えられるため。	$A1 \div B \times 100(\%)$ A1: 市独自条例により、既存不適格となる可能性の高い屋外広告物数 B: 県条例に基づく許可済みの屋外広告物数 見込値 $318 \text{件} \div 845 \text{件} \approx 37.6\%$	条例の経過措置期間(最長10年間)中に、既存不適格広告物が是正されていることを目指す。	既存不適格広告物の是正に係る補助制度制定に伴い、当初5年間の年間減少率4.0%(年間平均減少軒数34件)を目指す。	$(A1 - A2) \div B \times 100(\%)$ A1: 市独自条例により既存不適格となる可能性が高い屋外広告物の数 A2: A1のうち市独自条例施行後は正された数 B: 屋外広告物の全体数 $(318 \text{件} - (34 \times 5) \text{件}) \div 845 \text{件} \approx 17.5\%$
	無電柱化率(%)	12.4	↗	14.1	兵庫県無電柱化地方部会の電線共同溝整備基準に沿って整備された路線。	芦屋市における安全な街並み整備・良好な景観の整備及び南芦屋浜地区の住環境整備に合わせた無電柱化の促進。	$A \div B \times 100(\%)$ A: 無電柱化実施路線延長 B: 市道認定路線延長		第6次無電柱化計画残事業及び第7次無電柱化計画(平成26年~平成30年)申請箇所完了。	$A \div B \times 100(\%)$ A: 無電柱化実施路線延長 B: 市道認定路線延長
	*まちづくり協定の数(地区)	3	↗	6	住みよいまちづくり条例に基づく*まちづくり協定を認定した地区の累計数。	*まちづくり協定は、地域の特性に応じて作られるルールであるため、その数の増加は、そのような取組を行っている地域の増加と関係する数値であるため。	住みよいまちづくり条例に基づく*まちづくり協定を認定した地区の累計数。	*まちづくり協定制度を活用した住民主体のまちづくりを進めていく。	地域住民合意は単期間では困難であること、また、協定手続き期間が1年間を超えることから、2年に1地区の増加を目指す。	

11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減に向けた取組を促進します。	日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別など環境に配慮した行動を実践している市民の割合(%)	53.5	↗	60.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別など環境に配慮した行動を実践している問いに「している」と回答した人の割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)	啓発や学習機会の充実により、市民の環境への意識が高まることで、環境に配慮した行動に結び付くと考えられるため。	総合計画後期基本計画策定に当たり平成26年度に実施した市民意識調査において、日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ゴミの分別など環境に配慮した行動を実践している問いに対し、「している」と回答した人の割合。	多くの市民が環境に配慮した行動を積極的に実践し、環境負荷の低減がすすめられている。	環境負荷の低減をすすめるためのプロセスとして、環境に配慮した行動を積極的に実践していると回答された市民の割合をステップアップさせるため毎年1.0%引き上げ60.0%を目標とする。	$53.5(26\text{年度数値}) + 1.0 \times 6\text{年} \leq 60.0\%$
	市民等から出される燃やすごみの量(kg/人・年)	家庭系210.9 事業系100.4 計311.3	↘	平成27年度見直しの「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」で設定	市民(事業者含む)から出された年間の燃やすごみ量を人口で除した数値。 出所: 数値の引用元(事務報告書等)	燃やすごみ量の推移は、ごみの減量化の結果を表す数値であるため。	年間の燃やすごみ量÷人口 平成26年度(家庭系20,429,400kg+事業系9,731,600kg)÷96,897人=311.3kg	市民への啓発等を行うことにより、燃やすごみの量を減らし、環境負荷の低減がすすめられている。	環境負荷の低減をすすめるためのプロセスとして、平成27年度に芦屋市一般廃棄物処理基本計画を見直しする中で、5年後の燃やすごみの量を設定。	平成27年度に見直しする芦屋市一般廃棄物処理基本計画で算出し設定。
	再資源化物のリサイクル率(%)	16.9	↗	平成27年度見直しの「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」で設定	集団回収量を含む年間のごみ総排出総量に占める再資源化量の割合。 出所: 数値の引用元(事務報告書等)	リサイクル率の推移は、ごみの再資源化の結果を表す数値であるため。	再資源化量(集団回収量含む)÷年間ごみ総排出総量(集団回収量を含む) 平成26年度(再資源化量2,154,000kg+集団回収量3,974,000kg)÷(年間ごみ総排出総量32,315,000kg+集団回収量3,974,000kg)=16.9%	市民への啓発等を行うことにより、再資源化物のリサイクルを増やし、環境負荷の低減がすすめられている。	環境負荷の低減をすすめるためのプロセスとして、平成27年に芦屋市一般廃棄物処理基本計画を見直しする中で、5年後の再資源化物のリサイクル率を設定。	平成27年度に見直しする芦屋市一般廃棄物処理基本計画で算出し設定。
11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。	行政の事業における温室効果ガス排出量(t-CO2/年)	12,428	↘	平成27年度改訂の「第4次芦屋市環境保全率先実行計画」で設定	行政の事業における年間温室効果ガス排出量。 出所: 芦屋市環境保全率先実行計画進捗状況(年間実績)報告	市が事業者として芦屋市環境保全率先実行計画に基づき取り組んだ環境負荷の低減の取組結果を表す数値であるため。	行政の事業における年間温室効果ガス排出量。	行政の事業において様々な取り組みがされることで、温室効果ガス削減が図られ、環境負荷の低減がすすめられている。	環境負荷の低減をすすめるためのプロセスとして、平成27年度に第4次芦屋市環境保全率先実行計画を策定する中で、5年後の行政の事業における温室効果ガス排出量(t-CO2)を設定。	平成27年度策定の第4次芦屋市環境保全率先実行計画(平成28年~平成32年)において削減目標値を算出し設定(t-CO2)。

11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
11-2-1 市民・行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。	市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合(%)	72.0	↗	80.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、市民マナー条例の認知状況に対する問いに「聞いたことがあるし内容も知っていた」と回答した割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)	様々な機会を通じてマナー条例の周知・啓発活動を推進した結果、条例への認知度が高まると考えるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査において、市民マナー条例の認知状況に対する問いに「聞いたことがあるし内容も知っていた」と回答した割合。	マナー条例の中身を市民の誰もが認知している状態。そのために周知・啓発を進め、認知状況を100%に近づける。	市民大半が認知している状態として、80.0%を目指す。	72(平成26年度数値)+8(80)
	地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合(%)	63.3	↗	70.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている問いに対し「積極的に行っている」及び「時々行っている」と回答した合計の市民の割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)	市民、行政が一体となった取組を進めることの結果、普段からの行動につながる市民が増えると考えられるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査において、地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている問いに対し「積極的に行っている」及び「時々行っている」と回答した合計の市民の割合。	誰もが時々では地域での美化活動を行っている状態を目指す。支援や啓発を行っていく。	現状、高齢者層が中心となって活動されているのが実態であり、今後、現役世代の参加も増加することを目指す。日常、仕事等を持ちながらの実態もある中で、70.0%を目指す。 現在は高齢者等が中心となって活動されているのが実態であり、今後、現役世代への意識付けなどにより、その世代の参加も目指すが、日常、仕事等を持ちながらの実態もある中で、現状の約1割程度増の70.0%を目指す。	63.3(平成26年度数値)×1.1≒70.0%

12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。	高齢者の市内交通事故件数(件/年)	49	↓	15	芦屋市内の交通事故発生状況のうち、高齢者(65歳以上)の事故件数から同乗中に遭遇した事故件数を減じた件数。 出所: 芦屋警察署広報資料	高齢者への交通に関するルールとマナーの周知、啓発は、特に事故の対象として多い現状にある高齢者(65歳以上)の関わる事故の減少することを目的としており、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、『「高齢者の交通事故」に掲載されている件数』-『「高齢者の交通事故で「同乗中」の件数』 平成26年度 高齢者の交通事故55件 同乗中の交通事故 6件 55-4=49件	高齢者は、他の年齢層に比べて死亡につながる割合が高く、そのような状況も含めて周知を行うことで、高齢者の交通事故件数を減らす。	平成21年からの5年間で29件(78件-49件=29件)減少できているので、今後もこの減少傾向を維持することを目標とする。	5年間で交通事故減少件数 ①平成21年度の高齢者の事故件数 78件 ②平成26年度の高齢者の事故件数 49件 ①-② 78-49=29件 今後もこの減少傾向を維持する目標とし、5年間で29件減少したので6年間では、29×6/5=34.34件減少させることを目標とする 49-34=15件
	子どもの市内交通事故件数(件/年)	25	↓	14	芦屋市内の交通事故発生状況のうち、子ども(15歳以下)の事故件数から同乗中に遭遇した事故件数を減じた件数。 出所: 芦屋警察署広報資料	子どもへの交通に関するルールとマナーの周知、啓発は、子ども(15歳以下)の関わる事故の減少することを目的としており、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、『「子供の交通事故」に掲載されている件数』-『「子供の交通事故で「同乗中」の件数』。 平成26年度 子供の交通事故 31件 同乗中の交通事故 6件 31-6=25件	子ども(15歳以下)の関わる事故は、交通に関するルールとマナーの周知、啓発の効果により減少しており、さらに子どもの交通事故件数を減らす。	政府方針(平成21年1月)の「今後10年を目標に事故死傷者を半減させる」に準拠して、平成21年度の子どもの事故件数28件を半減させることを目指す。この5年間で、減少数は少ないが、さらに通学路の安全点検を徹底させることや効果的な交通安全教室の開催などに重点的に取り組む。	平成21年度の子どもの事故件数 28件 28×0.5=14
	市内の自転車の関わる事故件数(件/年)	251	↓	188	芦屋市内の交通事故発生状況のうち自転車に関わる事故件数。 出所: 芦屋警察署広報資料	自転車の運転者への交通に関するルールとマナーの周知、啓発は、特に事故の対象として多い現状にある自転車に関わる事故の減少することを目的としており、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、『「人×自転車」の件数+「自転車×車両」。 平成26年度 「人×自転車」の交通事故16件 「自転車×車両」交通事故235件 16+235=251件	自転車に関わる事故件数は増加傾向にあり、事故の多くは交通ルールを順守しないために起こっている現状があるので、交通に関するルールとマナーの周知、啓発の効果により自転車の交通事故件数を減らす。	政府方針(平成21年1月)の「今後10年を目標に事故死傷者数を半減させる」という目標はあるものの、社会状況の変化により、自転車に関わる事故件数は増加傾向にある。それに対応するよう道路交通法改正、県条例制定なども実施された中、マナー啓発等に重点的に取り組み、政府目標の5年間相当の割合である25%減を目指す。	平成26年度の自転車に関する事故件数251件 251×0.75=188

12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	関連情報		
		H26		H32				行政が理想としてめざす姿	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。	歩道切下げ部のバリアフリー化率(%)	34.5	↗	46.7	市道の歩道のうち、交差点等で切下げを行っている全箇所数のうち、バリアフリー化された切下げ箇所数の割合。 出所: 道路課内部資料	道路におけるバリアフリー化の進捗を表す数値であるため。	バリアフリー化された切下げ箇所数/全切下げ箇所数2,245 平成26年度 切下げ箇所数775 $775/2,245=34.5\%$	市道のすべての歩道切下げ部をバリアフリー化する。	まずは、市内鉄道4駅を中心とした半径500mにおいて歩道の切り下げ部のバリアフリー化を図る。	全切下げ箇所数2245 現状でのバリアフリー化切下げ箇所数775 市内鉄道4駅を中心とした半径500mにおいて今後バリアフリー化を図る箇所数275 $(775+275)/2,245=46.7\%$
	公園施設のバリアフリー化率(%) (施設誘導通路、多目的トイレ等の施設整備状況)	16.9	↗	56.6	芦屋市都市公園移動円滑化計画(平成23年~平成35年)に基づき、バリアフリー化を行うべきとした公園(移動円滑化計画対象公園)数のうち、主たる出入口から多目的トイレや休憩施設等の公園施設を結ぶ経路をバリアフリー化した公園数の割合。 出所: 公園緑地課内部資料	公園施設におけるバリアフリー化の進捗を表す数値であり、その中でもバリアフリー化の中心となる園路及び多目的トイレ等の整備の状況を指標とすることが、全体の進捗を表すものとして適当であると考えられる。	バリアフリー化を実施した公園 ÷ バリアフリー化を行うべき公園(地形上でバリアフリーが不可能な公園や便所等の施設を有しない公園を除き、優先的にバリアフリーを進めて行くべき公園)数。 平成26年度 9園/53園=16.9%	移動円滑化計画対象としている公園(地形上でバリアフリーが不可能な公園や便所等の施設を有しない公園を除き、優先的にバリアフリーを進めて行くべき公園 53か所)のすべての公園を整備し、誰もが安全に安心して利用できる公園を増やす。	芦屋市都市公園移動円滑化計画を計画通りに実施し、公園施設(トイレ、園路、出入口等)のバリアフリー化を図る。5年間で21公園のバリアフリー化を実施する。	バリアフリー化を実施した公園数 現状9園 + 計画21園 $(9+21)/53=56.6\%$
	公共建築物等のバリアフリー化率(%) (多目的トイレの整備状況)	75.0	↗	79.0	公共建築物のうち、車いす用トイレが整備されている建築物数の割合。 出所: 課内管理台帳	公共建築物のバリアフリーの進捗を直接的に表す数値であり、バリアフリー化対象となる設備の中でも、すべての施設において設置されているトイレを代表的なものとして表すことが全体を表す指標として最も適していると考えられるため。	車いす用トイレの整備完了建築物数 ÷ 市公共建築物数 平成26年度 $54 \div 72 = 75.0\%$	車いす利用者に限らず、公共建築物利用者の誰もが、安心して利用できる快適なトイレが整備されている。	日常的に市民が利用する施設(保育所・幼稚園・業務施設(下水処理場等)は除く)において改修が進んでいる。	$56 \div 71 = 79.0\%$ (市公共建築物数合計の減少は、建築物の廃止等による)

12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。	防護柵の改修率(%)	75.3	↗	89.7	防護柵の全延長のうち現行の設置基準である高さ1.1mが確保されている防護柵の延長の割合を算出。 出所:道路課内部資料	歩行者の安全対策の代表的な設備である防護柵の改修状況は、安全対策実施の進捗を表す数値と考えられるため。	基準を満たしている防護柵の延長/全延長 平成26年度 基準を満たしている防護柵の延長24,836m 全延長32,976m $24,836/32,976=75.3\%$	早期に改修計画を策定して改修するものとし、市内のすべての防護柵を改修し、市内を安全に通行できるようにする。	芦屋川沿いに設置された防護柵(延長3,391m)については、阪急芦屋川駅まわりの周辺整備計画とともに内容を決定する必要があり、5年以内の実施は困難であるが、防護柵改修計画に基づいて、芦屋川沿いに設置された防護柵(延長3,391m)以外の防護柵(延長4,749m)は基準を満たすように改修する。	実施予定箇所(延長4,749m)を改修する $(24,836+4,749)/32,976=89.7\%$
	市道での人身事故の件数(件/年)	226	↘	123	芦屋市内の交通事故発生状況のうち、市道での交通事故のうち人身事故件数。 出所:芦屋警察署広報資料	交通事故の減少は、安全対策推進の目的でもあり、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、「市道での交通事故のうち人身事故」に掲載されている件数。	様々な対策を行うことにより、道路設備等が起因となる事故が無くすとも、より安全に通行できることを目指す。	政府方針(平成21年1月)の「今後10年を目標に事故死傷者を半減させる」に準拠して、平成21年度の人身事故件数を半減させることを目指す。平成21年度からの交通事故件数の推移では達成は難しいと思われるが、見通しの確保や車道の幅員調整等で車両の速度抑制を図るなどの施設整備と車両の安全性に対する技術向上等によりめざす値を達成させる。	平成21年度の市道での人身事故件数246件 $246 \times 0.5 = 123$

13-1 良質な住まいづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策に努めます。	「*芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合(%)	4.4	↗	10.0	市内マンション全棟数に対する*芦屋市マンションネットワーク会議登録済みマンション管理組合数。 出所:住宅総合相談窓口業務報告書	住宅相談を受けたマンション管理組合関係者に、当ネットワーク会議への参加を呼びかけることで、各管理組合がその趣旨を理解し、登録されるようになると考えられるため。	「*芦屋市マンションネットワーク会議」登録済みマンション管理組合数÷市内マンション全棟数 平成26年度 $21 \div 472 \approx 4.4\%$	マンション管理組合同士の交流・連携が進み、課題解決に向けた情報共有・交換などにより、適切なマンションの維持管理が行われている。	当会議は、平成25年度(平成26年2月)に発足し、平成26年度は、計4回の会議を開催した。数年に渡る実績が無いが、今後の傾向は把握できないが、年間3組合の新規登録を想定するものとする。	$(3 \text{組合} \times 5 \text{年間} + 21 \text{組合}) \div 472 \approx 7.6\%$
	分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数(件/年)	419	↗	430	「住宅改造費助成事業実施要綱」「分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業実施要綱」に基づき、高齢者等に対し、バリアフリー化助成を行った年間件数。 出所:実績報告書(兵庫県提出)	バリアフリー化助成制度の周知啓発により、制度の利用促進が進み、利用件数が増加するものであるため。	「住宅改造費助成事業実施要綱」「分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業実施要綱」に基づき、高齢者等に対し、バリアフリー化助成を行った年間件数。 平成26年度 $416(\text{住宅改造費助成事業件数}) + 3(\text{分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業件数}) = 419$	住宅のバリアフリー化が促進し安全で快適な住まいづくりが行われている。	住宅のバリアフリー化が進むことで対象となる住宅戸数は年々減少しているが、一方で高齢化が進展に伴い、新たな対象住宅への利用促進を目指すことを踏まえ、現状数値を維持するものとする。	$427(\text{住宅改造費助成事業での過去4年間平均件数}) + 3(\text{分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業における県補助採択可能件数}) = 430$

13-2 住宅都市としての機能が充実している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿 取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。	公共建築物の保全計画策定率(%) (処理場等*プラント施設は除く。)	79.8	↗	84.6	公共施設建築物(*プラント施設及び平成32年度までに解体予定施設は除き、建替・新設施設は含む。)のうち、保全計画の策定が完了している建築物の割合。 出所:課内管理台帳	現時点で策定できていない小規模施設について計画を策定した結果、施設全体に対する策定割合の増加に直接表れるものであるため。	保全計画策定完了建築物数/全体公共建築物数(*プラント施設及び平成32年度までに解体予定施設は除き、建替・新設施設は含む。) 平成26年度 257÷322≒79.8%	計画的な維持改修等工事を行い、適切に維持管理が行われ、施設を長期にわたって安全に利用でき、維持コストの縮減ができています。	現在未策定施設のうち、市民が使用する施設については、保全計画を策定する保全計画策定完了建築物÷全体公共建築物数(*プラント施設及び平成32年度までに解体予定施設は除き、建替・新設施設は含む。) ※全体公共建築物増加数3内訳:庁舎東館,山手中,精道中	274÷324≒84.6%
	全管路延長に占める各年度に施工する上水道更新管路延長の割合(%) =(年度毎の更新管路延長/管路総延長)(%)	1.5	→	1.5	管路総延長に占める各年度の水道更新管路延長で、日本水道協会ガイドライン業務指標(PI)によるもの。(全国平均平成25年0.77)	芦屋市水道ビジョンにおける施設整備計画の管路更新の状況は日本水道協会の業務指標により進行管理しているため。	年度毎に更新された管路延長/管路総延長×100(%) 平成26年度 3,700m÷248,000m=1.5%	健全な経営を維持するため老朽管の割合を増加させることなく、維持管理に努める。	新たな老朽管の発生に伴う経年劣化率(老朽管)を3割程度にとどめるよう一定の事業規模(3km/年~4km/年)を維持する。	3,700m÷248,000m=1.5% 本数値を維持することにより老朽管割合を現状維持していく。
	全管路延長に占める各年度に施工する下水道更新管路延長の割合(%) =(年度毎の更新管路延長/管路総延長)(%)	0.2	→	0.2	全国的な指標がないため、本市と同じ昭和30年代までに下水道を事業開始し、95%以上の普及率の団体の老朽管の平均更新率とする。(平成23年 0.16) 平成23年度版下水道統計第68号(公)日本下水道協会発行	下水道施設の老朽管更新の状況を表す数値であるため。	年度毎に更新された管路延長/管路総延長×100(%) 平成26年度 600m÷254,200m=0.2%	水循環基本法から良好な水処理と環境保全を維持するため一定の老朽管の更新を図る。	受益者負担の中で運営している現状の財政面から本数値により維持していく。 国土交通省の長寿命化計画(平成25年~平成29年)の5年間で毎年0.6kmの更新により耐震化率の向上を図る。	600m÷254,200m=0.2% 現状の財政面から本数値により維持していく。
	公園施設更新率(%) (公園施設更新数〔箇所〕/更新対象施設数〔休養、遊具、管理施設等〕〔箇所〕)	16.3	↗	50	芦屋市公園施設長寿命化計画(平成23年~平成27年)に基づき、遊具や管理施設等で更新対象とした施設数のうち、更新を実施した施設数の割合。 出所:公園緑地課内部資料	長寿命化計画に基づく更新の進捗を表す数値であるため。	芦屋市公園施設長寿命化計画に基づく公園施設更新数/更新対象施設数 平成26年度 公園施設更新数55 更新対象施設数599 55/599=16.3% (参考)長寿命化対象公園126公園(ただし次期計画では見直し予定)	芦屋市公園施設長寿命化計画の対象としているすべての施設について、計画に基づく維持管理・更新を行い、誰もが安全に安心して公園を利用できる状態を目指す。	現在、平成28~平成37年度の期間設定で公園施設長寿命化計画を見直しているところであり、前回対象としていなかったコンクリート製の遊具等の施設も今回対象とするため、更新対象施設数も変更となるため、具体的な数値設定は困難である。平成32年値を平成28~平成37年の中間点と位置付け更新率を50.0%と設定する。	

13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の 方向性	めざす値	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	関連情報		
		H26		H32				行政が理想としてめざす 姿	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
13-3-1 生活の利便性の向上のため、市内の商業を活性化します。	新規起業のための創業塾受講者数(人/年)	31	↗	60	創業塾(新規起業者向けのセミナー)の年間受講者数。 出所:商工会報告	新たな創業者支援の具体的な取組であり、その結果を表す数値であるため。	創業塾(新規起業者向けのセミナー)の年間受講者数。	新たな創業者が増え、市内の商業の活性化が図られている。	平成25年度まで商工会単独事業であったが、平成26年度から、市と商工会で協働で実施することになり、創業塾受講の創業者は有利な融資が受けられることになることから、受講者の増加が見込めるため、平成26年度1回15人の参加者を5年後1回30人の参加者にする。	30人×2回=60人
	*ふるさと寄附金取扱商品件数(件/年)	—	↗	35	*ふるさと寄附金の記念品として提示する商品数。 出所:事務報告書(今後掲載予定)	市内業者の取扱商品を*ふるさと寄附金記念品に設定し、全国に芦屋の魅力を発信する取組であり、その結果を直接表す数値であるため。	*ふるさと寄附金の記念品として提示する商品数。 出所:事務報告書(今後掲載予定)	全国に芦屋の魅力が発信され、市内商業が活性化している。	平成27年度に記念品として提示予定商品数(17商品)の2倍以上を目指す。	17×2=35